

お知らせ

平成 20 年金融商品取引法改正法が平成 20 年 12 月 12 日より施行されます。
以下、開示書類関係に係る主な改正点をお知らせいたします。

1. 課徴金制度の見直しが行われます。

(1) 開示書類に関する課徴金の対象が拡大され、以下の違反行為が新たに課徴金の対象となります。

- ① 発行開示書類の不提出
- ② 継続開示書類の不提出
- ③ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の不提出・虚偽記載等
- ④ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等※1
- ⑤ 特定証券等情報の不提供等・虚偽等
- ⑥ 発行者等情報の虚偽等

(2) 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載に関する課徴金の金額水準が引き上げられます。

(3) 課徴金制度のその他の主な改正点

- ① 除斥期間が3年間から5年間に延長されます。
- ② 課徴金制度発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載等、大量保有報告書等の不提出等について、当局による報告・資料の提出命令又は検査が開始される前に、提出義務者が証券取引等監視委員会※2に対し、違反行為を自ら報告した場合には、直近の違反事実に係る課徴金額を半額にする減算制度が設けられています。
- ③ 違反行為を繰り返した者に対しては、課徴金を加算する制度が設けられています。

2. 継続開示書類の提出期限の承認制度が新たに開始されます。

有価証券報告書等の継続開示書類をやむを得ない理由により、法令で定められた提出期限内に提出することができない場合は、あらかじめ、所管の財務局等に提出期限の承認の手続きを行って頂くこととなります。詳細は所管の財務局等にご確認願います。

なお、提出期限前に承認がされない場合は、継続開示書類の不提出※3 となりますので、やむを得ない理由により、提出期限内に提出することができない可能性がある場合は早めに財務局等にご相談願います。

※1 「大量保有報告書等を提出される方へのお知らせ」をご参照願います。

なお、自己株式の保有についても大量保有報告書制度の対象となりますのでご注意願います。

※2 詳細は証券取引等監視委員会のホームページをご参照願います。

※3 提出期限の承認がなされずに、法令で定められた提出期限内に有価証券報告書等を提出することができない場合は課徴金の対象となります。

以 上